

令和 4 年 9 月 1 日答申

事件番号 令和 3 年 (審) 第 8 号

審査請求人 ○○○○ ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和 3 年 8 月 3 日付けで審査請求人○○○○ (以下「**審査請求人**○○」という。) に対して行った子育てのための施設等利用給付認定に関する処分 (以下「**本件処分**」という。) のうち有効期間の始期を取り消すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人○○○○及び○○○○ (以下、両名を区別する必要がない場合には、両名あわせて「**審査請求人**」という。) が、処分庁に対し、①子育てのための施設等利用給付の関係で、大田区子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年規則第 100 号。以下「**区施行規則**」という。) 3 条に規定する認定証の交付を受けているため、区施行規則 16 条に規定する申請書を提出せずとも、子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「**法**」という。) 30 条の 5 第 7 項の規定により、施設等利用給付認定を受けたものとみなされること、②月の途中から施設等利用給付認定されたことにより、大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金 (以下「**区補助金**」という。) が減額されたため、同補助金と施設等利用給付の合計額が施設等利用給付認定を受けていない場合より低くなるにもかかわらず認定希望日について案内や助言を行わず、認定の際も審査請求人に認定希

望日について確認することを怠ったことが、法 3 条 1 項 2 号に反することを理由とし、本件処分のうち有効期間の始期は誤りであるとして取消しを求める事案である。

2 関係法令等

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

本件に関する、子ども・子育て支援法の定めは別紙 1 に記載したとおりである。

(2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）

本件に関する、子ども・子育て支援法施行規則の定めは別紙 2 に記載したとおりである。

(3) 大田区子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年規則第 100 号）

本件に関する、大田区子ども・子育て支援法施行規則の定めは別紙 3 に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 審査請求人の認可保育所の入所申請

審査請求人は、平成 30 年 11 月 8 日、認可保育所の入所申請を行い、法 19 条 1 項 3 号に基づく法 20 条 1 項及び 3 項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けた。

(2) 給付認定証の送付

処分庁は、令和 2 年 11 月 20 日、給付認定証を発行し、審査請求人〇〇に送付した。給付認定証には、給付認定区分は「2 号認定」、有効期間は「令和 2 年 12 月 27 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」と記載されている。

(3) 処分庁からの制度案内

ア 処分庁は、令和 3 年 2 月 9 日、認証保育所施設長に対し、子育てのための施設等利用費の給付事業（以下「本事業」という。）について、

「施設等利用給付認定案内及び認可外保護者負担軽減補助金案内らし（以下「本件らし」という。）の配布のお願いについて」と題する事務連絡（2こ保発第 14815 号）を發出し、本件らしを在所児童の保護者に配布するよう依頼した。本件らしには、認定申請期間について、「認定希望日（施設利用開始日）が令和 3 年 4 月 1 日の場合令和 3 年 2 月 15 日（月）から 3 月 19 日（金）まで ※現在 2 歳児クラスで引き続き 4 月以降も認可外保育施設等をご利用の場合も申請が必要です。」と記載されている。

イ 処分庁は、令和 3 年 3 月 4 日、認可外保育施設長に対し、「施設等利用給付認定制度に関するお願いについて」と題する事務連絡（2こ保発第 15221 号）を發出した。この事務連絡には、申請期限が迫っていること、特に現 2 歳児クラス児童については、クラスの持ち上がりにより無償化対象になる可能性が高いため、再度全児童の保護者への声かけを依頼し、本件らしと区のホームページの掲載内容（「幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付認定）について」）を添付した。

ウ 処分庁は、令和 3 年 3 月 24 日、認可外保育施設長に対し、メールを送信し、4 月 1 日を迎えるにあたり、再度保護者への声かけを依頼するとともに、施設等利用給付認定における認定開始日は、認定申請日を遡ることはなく、施設利用開始（対象年齢となった）後に「施設等利用給付認定申請」を行った場合、区補助金の補助額において、保護者に不利益が生じる場合があることを伝え、再度本件らしを添付した。

(4) 審査請求人の子が 3 歳児クラスとなる

令和 3 年 4 月 1 日、審査請求人の子が 3 歳児クラスとなり、施設等利用給付の対象となる。

審査請求人から令和 3 年 4 月の認可保育所への入所申請はなく、引き

続き認可外保育施設を利用する。

(5) 子育てのための施設等利用給付認定申請書の提出

審査請求人〇〇〇〇（以下「**審査請求人〇〇**」という。）は、令和 3 年 6 月 25 日、認定希望日（施設利用開始日）の欄を空欄として、子育てのための施設等利用給付認定申請をした（以下「**本件申請**」という。）。その際、保育を必要とする証明書の添付がなかったため、処分庁は、後日提出するよう依頼した。

(6) 就労証明書の提出

審査請求人は、令和 3 年 7 月 29 日、処分庁に対し、保育を必要とする証明書である就労証明書を提出した。

(7) 本件処分

処分庁は、令和 3 年 8 月 3 日、本件申請について、申請日である同年 6 月 25 日を有効期間の始期として、子育てのための施設等利用給付認定について決定し、通知した。

(8) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 3 年 9 月 30 日、本件処分のうち有効期間の始期が誤っているとして、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

(9) 弁明書の提出

処分庁は、令和 3 年 11 月 1 日、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(10) 反論書の提出

審査請求人は、令和 3 年 11 月 12 日、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(11) 質問事項書の提出

審査請求人は、令和 3 年 11 月 29 日、大田区審理員に対し、質問事項

書を提出した。

(12) 弁明書の提出

処分庁は、令和 3 年 11 月 30 日、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(13) 口頭意見陳述

大田区審理員は、令和 3 年 12 月 3 日、処分庁が出席した上で、審査請求人から口頭意見陳述を受け、また、処分庁は、前記(11)の審査請求人による質問事項書記載の質問に対し、回答した。

(14) 反論書の提出

審査請求人は、令和 3 年 12 月 14 日、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(15) 弁明書の提出

処分庁は、令和 3 年 12 月 23 日、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(16) 反論書の提出

審査請求人は、令和 4 年 1 月 17 日、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(17) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 4 年 3 月 1 日、審査庁に対し、本件審査請求に係る処分中、認定の開始時期について取り消すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(18) 諮問

審査庁は、令和 4 年 3 月 17 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下の 2 点である。

- ① 法 30 条の 5 第 7 項の規定により、審査請求人が令和 3 年 4 月 1 日を有効期間の始期とする子育てのための施設等利用給付認定を受けたとみなされるか。
- ② 施設等利用給付認定の申請にあたり、処分庁が認定希望日についての案内や助言を行わず、また、認定の際にも確認を行わなかったことが法 3 条 1 項 2 号の責務規定違反にあたるか。

第 4 争点に関する審理関係人らの主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分のうち有効期間の始期は誤りであるので、当該部分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人は、子育てのための施設等利用給付の関係で、区施行規則 3 条に規定する認定証の交付を受けているため、同規則 16 条に規定する申請書を提出せずとも、法 30 条の 5 第 7 項の規定により、施設等利用給付認定を受けたものとみなされ、有効期間の始期は令和 3 年 4 月 1 日となる。
- (2) 月の途中から施設等利用給付認定されたことにより、区補助金が減額されたため、同補助金と施設利用給付の合計額が施設等利用給付認定を受けていない場合より低くなるにもかかわらず認定希望日について案内や助言を行わず、認定の際も審査請求人に確認することを怠ったことが、法 3 条 1 項 2 号に反する。

2 処分庁の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は適法かつ正当である。

- (1) 本事業は、法 30 条の 2 に規定する施設等利用費の支給事業であり、支給にあたっては法 30 条の 5 の規定により、保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就

学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならないとされている。

- (2) 法 30 条の 5 に基づく区施行規則 16 条では、給付認定を受けようとする保護者は、申請書を区長に提出しなければならないとしており、子育てのための施設等利用給付を受けようとする前に申請をするものとされている。

しかし、東京都認証保育所は入園の要件として必ずしも保育の必要性を求めておらず、かつ、保育事業者と保護者による直接契約のため、当該保育所に所属する保護者全員が本制度の対象となるか否かは処分庁では認知できない。そのため、処分庁は、本制度を周知し、対象保護者の申請漏れを防ぐため、令和 3 年 2 月 9 日には認証保育所施設長宛に、同年 3 月 4 日には認可外保育施設長宛に、本件ちらしの配布、保護者への声かけを依頼している。さらに、同月 24 日にも、再度本件ちらしの配布、保護者への声かけを依頼している。

本件ちらしには、認定申請期間について、「認定希望日（施設利用開始日）が令和 3 年 4 月 1 日の場合 令和 3 年 2 月 15 日（月）から 3 月 19 日（金）まで ※現在 2 歳児クラスで引き続き 4 月以降も認可外保育施設等をご利用の場合も申請が必要です。」と具体的に掲載し、区ホームページで周知を図っている。

しかるに、審査請求人は、令和 3 年 4 月の認可保育所等への入所申請を行っておらず、法 19 条 1 項 2 号に規定する支給要件を満たしていることの確認ができないため、法 30 条の 5 第 7 項に該当しておらず、みなし認定の適用はない。

したがって、本件処分は、本件申請を受け、区施行規則 17 条に基づき、施設等利用給付に係る保育の必要性の認定を決定し、通知したものであり、適法である。

- (3) 法施行規則 28 条の 5 第 1 号は、認定起算日を「施設等利用給付認定が効力を生じた日」又は「申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日」のいずれか早い日と規定しているところ、本件申請に対する「施設等利用給付認定が効力を生じた日」にあたる令和 3 年 6 月 25 日を認定起算日としたものであり、適法である。

また、施設等利用給付と区補助金とは別の制度であって、これらの制度間の利用時期の調整の観点から日割計算により補助金額が下回ったとしても、処分庁が職権にて事実と異なる認定をして処分を取り消す理由とはならないため、審査請求人の認定希望日変更の届出が必要である。

3 審理員の意見の要旨

(1) 本件処分について

施設等利用給付を受けるためには、事前に法 30 条の 4 各号の区分に応じて法 30 条の 5 第 1 項に定める認定を受ける必要があるところ、審査請求人〇〇から令和 3 年 6 月 25 日付けでなされた区施行規則 16 条に定める申請により、審査請求人には保育の必要性が認められ、法 30 条の 4 第 2 号に該当することが確認されたことから、処分庁は、令和 3 年 6 月 25 日以降の給付のための認定を行っており、適法である。

(2) 審査請求人はみなし認定されるとの主張について

子が満 3 歳以上の時点での保育の必要性があることが法 19 条 1 項 2 号認定保護者に該当する要件となっているところ、処分庁は、これを満たしていることを確認していないにもかかわらず、審査請求人に対して教育・保育給付認定を行い、給付認定証を送付したことになるが、本事業開始以前は、認可保育所等での保育を利用していない保護者にとっては、教育・保育給付認定を受けても利益にも不利益にもならなかった。

しかし、本事業が始まるにあたり、法改正が行われ、法 30 条の 5 第 7 項が追加されたことから、法 19 条 1 項 2 号に該当するとした教育・保育

給付認定を受けていることによって、法 30 条の 5 第 1 項の申請を要することなく施設等利用給付認定を受けられるという利益を享受できることとなった。

処分庁は、令和元年 5 月 17 日の改正法の公布によって、子が満 3 歳となって以降、保育の必要性を確認していない法 19 条 1 項 2 号認定保護者もみなし認定の対象になるということを認識し得たにもかかわらず、改正法が施行された同年 10 月 1 日以降も、漫然と従前の運用を続け、子が満 3 歳以上となって以降の保育の必要性を確認することなく法 19 条 1 項 2 号に該当するとした教育・保育給付認定を行い、給付認定証を送付した。

この点、行政行為が有効に成立したというには意思決定の内容が外部的に表示されることが必要であるところ、内部的意思決定と対外的表示が異なる場合においては、対外的に表示された内容の処分が成立する。

そうすると、改正法が施行されて以降の処分庁の従前の運用の継続は、保育の必要性が確認されなければ法 19 条 1 項 2 号に該当しないという内部的意思決定と法 19 条 1 項 2 号に該当するとした教育・保育給付認定をするという対外的表示が異なることを看過してなされたものであるから、対外的に表示された内容の処分が成立する。

これを本件についてみると、審査請求人に送付された給付認定証は、改正法が施行された令和元年 10 月 1 日の後である令和 2 年 11 月 20 日付けであるから、内部的意思決定と対外的表示が異なる場合に該当するので、給付認定証に表示されたとおり、審査請求人は法 19 条 1 項 2 号に該当するとして教育・保育給付認定を受けたものと解されるべきである。

したがって、審査請求人は、法 30 条の 5 第 7 項により、本件申請以前から施設等利用給付認定を受けた者とみなされるから、令和 3 年 4 月 1 日から施設等利用給付認定を受けたとして対応すべきである。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日時点での保育の必要性が認められない保護者の不正受給を防ぐために、処分庁は、審査請求人に対して保育の必要性の認定に足る挙証資料の提出を求め、これらの提出がない場合は、令和 2 年 11 月 20 日付け認定を取り消し、認定の開始時期について本件申請に基づき、令和 3 年 6 月 25 日と決定すべきである。

また、令和 3 年 4 月 1 日から施設等利用給付認定を受けたとして対応する場合においては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 24 日までに交付された区補助金について、交付の要件となる事実に変更が生じたことから減額決定し、その他、施設等利用給付と調整すべきである。

(3) 処分庁の対応が法 3 条 1 項 2 号に反するとの主張について

「市町村等の責務」として定められた法 3 条 1 項 2 号は、市町村（特別区を含む。）に対し、本事業について必要な援助を行うとともに、その他の便宜の提供（以下「必要な援助等」という。）を行う責務を課しているものと解される。

しかし、そもそも責務規定とは、「法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するもの」とされているところ、法 3 条 1 項 2 号は、処分庁に対する法的義務ではなく、文言どおり、強制力の伴わない責務にとどまるものであるから、どのような内容でいかなる方法で必要な援助等を行うかは処分庁の裁量に委ねられていると解される。もっとも、処分庁の対応がその裁量の範囲を著しく逸脱したような場合には、違法と評価される。

これを本件についてみると、処分庁は、本事業について、法令・規則の趣旨に則り、給付を受けるための申請について具体的に公表していることに加え、複数回にわたり、認証保育所施設長等に対し、該当保護者への本事業の周知を徹底するよう依頼しており、本事業の広報活動を行っている。また、区補助金受給手続のために処分庁の窓口を訪れた審査

請求人〇〇に対し、施設等利用給付を受給するために早めに申請する必要があることを伝えており、必要な援助等も行っていると認められる。

よって、申請時点において既に施設を利用している審査請求人〇〇に対し、令和 3 年 7 月 1 日にする方が給付金額が多くなることを伝えなかったことは、誤った教示をしたとまでいえないし、その後、本件処分よりも補助金額が上回る令和 3 年 7 月 1 日に変更することを希望している審査請求人に対し、変更届の案内をしていることから、処分庁の窓口での対応がその裁量を著しく逸脱しているとはいえない。

さらに、認定希望日を職権で変更することは、法 3 条 1 項 2 号の責務規定の性質に照らしても、同号の「便宜の提供」として、処分庁に対して具体的行為を義務づけたものとは認められない。そのため、処分庁が審査請求人に対し、変更届の提出を求めたことは妥当である。

したがって、処分庁の対応は、法 3 条 1 項 2 号の責務に反するとはいえない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 4 年 3 月 17 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 4 月 5 日、同年 5 月 11 日、同年 6 月 13 日、同年 7 月 12 日及び同年 9 月 1 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件審査請求に係る本件処分のうち有効期間の始期を取り消すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 争点①—審査請求人にみなし認定の適用があるか。

- (1) 法 30 条の 5 第 7 項は、同項各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は

特例地域型保育給付費（以下「**施設型給付費等**」という。）の支給を受けていないものは、同条 1 項に定める施設等利用給付認定の申請を要しないと規定されている。

審査請求人は令和 2 年 11 月 20 日付けで教育・保育給付認定を取得しているのであるから、法 30 条の 5 第 7 項のみなし認定の適用がある。

- (2) この点、処分庁は、みなし認定の適用について、教育・保育給付認定を取得している保護者であっても、法 27 条 1 項に規定する特定教育・保育施設（以下「**認可保育所等**」という。）を利用していない場合には、保育の必要性の現況確認を行っていないことから、みなし認定を行う対象者を「令和 3 年 4 月の認可保育所等への入所申請を行った方のうち、二次利用調整において入所等内定しなかった方」と決めていた。

そのため、処分庁は、審査請求人が令和 2 年 11 月 20 日付けで教育・保育給付認定を取得していたものの、令和 3 年 4 月の認可保育所等への入所申請をしていなかったことから、法 30 条の 5 第 7 項のみなし認定の対象者にあたらないと扱った。

- (3) 処分庁がこのような運用をしたのは、施設型給付費等は認可保育所等での保育を利用した保護者に対して支給されるものであるから、認可保育所等を利用していない保護者は何らかの給付を現実に得ているわけではないので、保育の必要性及び保育必要量の要件を確認する実益はなく、法 22 条に定める毎年の届出等を省略することができるとされているため（法施行規則 9 条 1 項ただし書）、認可保育所等への入所申請履歴がある区民全員に対してシステムから一括出力された給付認定証を一斉送付したとしても、認可保育所等を利用していない場合は保育の必要性等を確認することをせず、認可保育所等への入所申請をしたときに保育の必要性等の確認を行えばよいと考えていたからだと思われる。

しかし、本事業が始まるにあたり法改正が行われて法 30 条の 5 第 7 項

が追加されたことで、法 19 条 1 項 2 号に該当するとして教育・保育給付認定を受けている保護者は、法 30 条の 5 第 1 項の申請を要することなく施設等利用給付認定が受けられることとなった。

処分庁も、令和元年 5 月 17 日の改正法の公布により、このままでは、子が満 3 歳となって以降、保育の必要性等を確認していない法 19 条 1 項 2 号認定保護者もみなし認定の対象となることを認識し得たのであるから、改正法に対応した取扱いを検討すべきであった。

それにもかかわらず、処分庁は、令和元年 10 月 1 日の改正法施行後も従前の取扱いを続け、子が満 3 歳となって以降の保育の必要性等を確認することなく、認可保育所等への入所申請履歴がある区民全員に対してシステムから一括出力された給付認定証を一斉交付し、みなし認定を行う対象者を「令和 3 年 4 月の認可保育所等への入所申請を行った方のうち、二次利用調整において入所等内定しなかった方」とすることで対応しようと考えていた。

その結果、処分庁は、審査請求人に対して、保育の必要性等を確認することなく教育・保育給付認定を行い、令和 2 年 11 月 20 日付けで給付認定証を送付したものである。

- (4) 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないものとされており（地方自治法 2 条 16 項）、この法令遵守義務は、地方公共団体の事務処理にあたっての最も基本的な原則ないし指針である（最高裁判所第 3 小法廷判決平成 19 年 2 月 6 日民集 61 卷 1 号 122 頁）。

したがって、処分庁は、法令に従い、審査請求人に対して法 19 条 1 項 2 号に該当するとして教育・保育給付認定をした以上、法 30 条の 5 第 7 項の適用により、審査請求人は法 30 条の 5 第 1 項の申請を要することなく施設等利用給付認定を受けたものとみなされるので、令和 3 年 4 月 1 日から施設等利用給付認定を受けたものとして、令和 3 年 4 月 1 日から

令和 3 年 6 月 24 日までに交付された区補助金について必要な処理を行うなども含め、対応すべきである。

- (5) なお、教育・保育給付認定を取得している保護者であっても、保育の必要性が認められない保護者の受給を防ぐために、処分庁は、法 30 条の 3 で準用する法 13 条 1 項に基づく報告又は文書その他の物件等の提出等を命じることができ、これに応じない保護者に対しては、法 24 条 1 項 3 号、法施行令（平成 26 年政令第 213 号）3 条に基づき、教育・保育給付認定を取り消すことができる。

そうすると、処分庁は、仮に令和 3 年 4 月 1 日時点での保育の必要性を判断するのであれば、審査請求人に対し、同日以前に保育の必要性の認定に足りる資料の提出を求め、提出がない場合又は提出資料により保育の必要性が認定されない場合には、令和 2 年 11 月 20 日付け教育・保育給付認定を取り消し、その後、法 30 条の 5 第 1 項に基づく申請があった日を施設等利用給付認定の有効期間の始期と決定すべきであったと考えられる。

2 争点②—処分庁の対応が法 3 条 1 項 2 号に反するか。

審査請求人は、処分庁は確実に給付を受けるために必要な援助又はその他の便宜の提供を十分に行っていないと主張している。

確かに、法は 3 条 1 項 2 号において、市町村（特別区を含む。）に対し、本事業について必要な援助等を行う責務を課している。

このような責務規定は、「法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するもの」とされ、市町村に対して法的義務を課すものではない。そして、どのような内容・方法で必要な援助等を行うかは、原則として処分庁の裁量に委ねられ、その裁量の範囲を著しく逸脱したような場合には違法と評価されることになる。

本件では、処分庁は、給付を受けるための申請について区のホームペー

ジに公表し、複数回にわたり、認証保育所施設長等に対し、該当保護者への本事業の周知を徹底するよう依頼し、本事業の広報活動を行っている。審査請求人に対しても、必要な援助等も行っていると認められる。また、認定希望日を職権で変更することは、法 3 条 1 項 2 号の「便宜の提供」として、処分庁に対して具体的行為を義務づけたものとは認められない。これらのことから、処分庁の窓口での対応がその裁量を著しく逸脱しているとまではいえない。

したがって、処分庁の対応は、法 3 条 1 項 2 号に反するとはいえない。

3 手続について

審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い、処分庁からの弁明書の提出、審査請求人からの反論書の提出、審査請求人から処分庁に対する質問事項書の提出、この質問事項書記載の質問に対する処分庁からの回答を含む口頭意見陳述の手続がそれぞれなされていることから、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

よって、審査請求人の主張には理由があると認められるから、本件処分のうち有効期間の始期については取り消されるべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

委員 金 矢 拓

子ども・子育て支援法

3 条

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 略

(2) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(3) 略

2 及び 3 略

13 条

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 及び 3 略

19 条

子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 略

20 条

前条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 略

3 市町村は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

22 条

教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

24 条

教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

- (1) 当該教育・保育給付認定に係る満 3 歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) その他政令で定めるとき。

2 略

27 条

市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満 3 歳未満保育認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育

(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 から 8 まで 略

30 条の 2

子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

30 条の 4

子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（括弧内略）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

(1) 略

(2) 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前子どもであつて、第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3) 略

30 条の 3

第 12 条から第 18 条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

30 条の 5

前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。（以下略）

3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところ

により、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

4から6まで 略

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第1項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

(1) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第2号に掲げる小学校就学前子ども

(2) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）又は満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第3号に掲げる小学校就学前子ども

30条の11

市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効 期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（括弧内略）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（括弧内略）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に

対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（括弧内略）について、施設等利用費を支給する。

2 から 5 まで 略

(別紙 2)

子ども・子育て支援法施行規則

9 条

教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子ども（法第 30 条第 1 項に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）である場合に限る。）及び第 3 項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2 から 4 まで 略

28 条の 5

法第 30 条の 6 に規定する内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）は、次の各号に掲げる施設等利用給付認定子どもが該当する小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第 30 条の 4 第 1 号に掲げる小学校就学前子ども 施設等利用給付認定が効力を生じた日又は当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が法第 30 条の 5 第 1 項の規定による申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援（法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けた日のいずれか早い日（以下「認定起算日」という。）から当該施設等利用給付認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(2) から (6) まで 略

大田区子ども・子育て支援法施行規則

3 条

法第 20 条第 4 項の規定による認定証の交付は、教育・保育給付認定証(別記第 2 号様式)による。

2 法第 20 条第 5 項の規定による通知は、教育・保育給付認定却下通知書(別記第 3 号様式)による。

16 条

法第 30 条の 5 第 1 項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を区長に提出しなければならない。

(1) 法第 30 条の 4 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新規・変更)(第 1 号)(別記第 16 号様式)

(2) 法第 30 条の 4 第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新規・変更)(第 2 号又は第 3 号)(別記第 17 号様式)

17 条

施設等利用給付に係る保育の必要性の認定の要件は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合とする。

(1)から(10)まで 略